

(地Ⅲ178F)

平成28年11月14日

都道府県医師会

感染症危機管理担当理事 殿

日本医師会感染症危機管理対策室長

釜 菴 敏

Escherichia albertii に係る報告について

標記の件につきまして、今般、厚生労働省より各都道府県等衛生主管部（局）長宛に通知がなされました。

本件は、Escherichia albertii（食中毒症状、下痢等の消化器症状を惹起することがあり、腸管出血性大腸菌と誤認される可能性がある菌種）による感染症に係る情報集積及びリスクに係る評価の必要性から、各自治体に対して、従来の病原体検出情報システムにおける報告に加え、①Vero毒素産生性を問わず、患者検体から検出された事例が生じた場合、感染研に情報提供するとともに、分離された菌株を送付する、②上記①の情報提供に際して、患者の疫学情報の詳細を提供する、③一定の条件を満たす菌株については、PCR法によるEscherichia albertiiの探索の実施を求めるものであります。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知のうえ、関係医療機関に対する周知方よろしくお願い申し上げます。



健感発 1109 第 3 号
平成 28 年 11 月 9 日

公益社団法人 日本医師会
感染症危機管理対策室長
釜菴 敏 殿

厚生労働省健康局結核感染症課長



「Escherichia albertii に係る報告について（依頼）」について

標記について、今般、別添（写）のとおり、各都道府県、保健所設置市及び特別区衛生主管部（局）長宛て通知したところです。

つきましては、都道府県医師会及び貴会会員への周知について、特段の御配慮方よろしくお願いいたします。



健感発 1109 第 2 号
平成 28 年 11 月 9 日

各

都道府県
保健所設置市
特別区

 衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省健康局結核感染症課長
(公印省略)

Escherichia albertii に係る報告について (依頼)

Escherichia albertii (以下、「*E. albertii*」という) ついては、従来から病原体検出情報システムにおいて報告いただいているところですが、同菌が原因と考えられる集団感染事例が報告されていることや Vero (志賀) 毒素遺伝子 (*stx*) を保有する株が認められていることから当該菌による感染症に係る情報の集積及びリスクに係る評価が必要と判断されます。このため、今後は当該報告に加え、下記の点に留意いただき、国立感染症研究所へ情報提供をお願いします。

記

- 1 Vero 毒素産生能の有無を問わず、貴管内で *E. albertii* を患者検体から検出した事例が生じた場合は、国立感染症研究所 (担当: 感染症疫学センター第五室、連絡先: 042-561-0771 (内線 3702)) 宛て情報提供するとともに、分離された菌株を送付する。
- 2 1 の情報提供に際しては、患者に係る疫学情報等 (性別、年齢、症状、診断方法、感染原因・感染経路・感染地域等) の詳細を提供する。
- 3 以下のいずれかの条件を満たす菌株については、PCR 法による *E. albertii* の探索を実施する。
 - (1) *eae* 陽性・非運動性・乳糖非醗酵・硫化水素非産生の菌株
 - (2) *stx2f* 陽性の菌株
 - (3) *Shigella boydii* 血清型 13 と同定された菌株
 - (4) *Hafnia alvei* と同定された菌株

(参考) *E. albertii* の詳細は、病原微生物検出情報 (IASR) (2016 年 5 月号) を参照ください。

<http://www.nih.go.jp/niid/ja/allarticles/surveillance/2344-iasr/related-articles/related-articles-435/6481-435r09.html>